

令和 8 年度県職員課題解決型 D X 実践研修（PBL）業務委託仕様書

本契約の業務内容は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

1 業務名

令和 8 年度県職員課題解決型 D X 実践研修（PBL※）業務委託

※PBL…Project Based Learning の略

2 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

3 背景と目的

生成 A I 等をはじめとするデジタル技術の進化は目覚ましいものがあり、こうした時代の変化に遅れることなくスピード感を持って、更なる行政サービスの質の向上を図っていくためには、マネジメント層に対する D X 推進の意識付けの強化、D X 推進の中核を担う人材の育成・確保、デジタルツールを活用する全ての職員のデジタルリテラシーの向上等に重点的に取り組む必要がある。

こうした状況の中、県は、デジタル人材の育成・確保をより計画的、効果的に推進するため、デジタル人材の人材像、役割、必要な知識・スキル等を明確化するとともに、育成・確保策について方向性を示した「静岡県デジタル人材育成・確保方針¹」を令和 7 年 3 月に策定した。

本業務は、「静岡県デジタル人材育成・確保方針」に基づき、座学中心のインプット型研修で得た知識や理論をもとに、実際の業務において D X を実践できる人材を育成することを目的として、業務課題の解決に取り組む課題解決型の D X 実践研修（PBL）を実施するものである。

4 県のデジタル人材の体系と本業務の位置付け

- (1) 県におけるデジタル人材の体系の概要は、下表のとおりである。
- (2) 本業務は、下表のうち主に「D X 推進リーダー」を対象として実施する。

【デジタル人材の体系概要】

人材区分	人材像	必要数
L G X※推進官	D X 推進の意義を理解し、強力なリーダーシップと豊富な行政経験・知識により部局内の D X を推進	各部局 1 人配置 (各部局部長代理等)
D X 推進マネージャー	D X 推進の意義を理解し、リーダーシップ	各所属 1 人～若干名 (課長等)

	と、豊富な行政経験・知識により所掌範囲の D X を推進	
D X 推進スペシャリスト	プログラミング、データサイエンス、セキュリティ、システム監視・管理その他特定の分野において高度な専門性を有し、D X 推進リーダーや担当課が行う D X の取組に対する技術的な支援ができる人材	デジタル関連部門を中心に必要数を配置
D X 推進リーダー	デジタルに関する一定程度の知識・経験と行政実務の知識・経験を兼ね備え、D X 推進スペシャリスト等と連携し、中核となって職場の D X の取組を推進することができる人材	各所属最低 1 人以上を配置
一般職員（デジタル人材）	デジタルに関する一定程度のリテラシーを有し、デジタルツールを積極的に活用し、業務効率化に取り組む人材	全職員

※ L G X … Local Government Transformation の略

5 受講者

(1) 受講者数

15 名程度（受講者の募集及び決定については、県が実施する。）

(2) 受講者の属性

県では、令和 4 年度から毎年度、各所属において D X の推進を主導する役割を担う人材の養成を目的として「D X 推進リーダー育成講座」（令和 4 年度は「デジタル専門人材育成講座」）を実施しており、令和 7 年度までの 4 年間で約 80 名を育成し、令和 8 年度は約 50 名を育成予定である。

県は、D X 推進リーダー育成講座の受講者をさらにステップアップさせ、専門性を磨く場として本研修を位置付けており、本研修では、D X 推進リーダー育成講座の受講者を受講対象者としている。

6 業務内容

(1) PBL ワークショップのカリキュラム及び資料の作成

(2) に記載する PBL ワークショップの具体的なカリキュラム及び使用する教材等の資料の詳細については、受託者による提案内容を踏まえ、県と受託者との協議により決定するものとする。なお、ワークショップの各回において使用する資料は、各回の 3 営業日前を目安に県に提出すること。

(2) PBL ワークショップの運営

以下の要件に基づき、PBL ワークショップを運営すること。なお、より効果的に PBL を進めるため、提案協議において改善提案を行うことは差し支えないものとし、その詳細な実施内容及び実施時期は、県と受託者が協議して決定するものとする。

ア 実施概要

実施時期	令和 8 年 10 月～令和 9 年 2 月（予定）※
実施方法・回数	対面・6 回
実施時間	各回ごと午前 9 時 15 分から午後 4 時 50 分までの間で、県と受託者とが協議して決定
実施場所	静岡県庁（静岡市葵区迫手町 9－6）又は静岡県総合研修所もくせい会館（静岡県静岡市葵区鷹匠 3－6－1）

※具体的な日程については、契約締結後に県と受託者が協議して決定するものとする（連続しない 6 日間での実施を想定）。

イ 到達目標

PBL ワークショップにおける標準的な実施項目と到達目標は次のとおりである。

なお、PBL ワークショップにおいては、業務改善計画の立案までを実施するものとし、業務改善計画の実行については PBL ワークショップ終了後、実施の有無を含めて各受講者に委ねることとする。

(研修全体の到達目標) 各所属における D X 推進の実務上の中核的人材として、積極的に D X ・業務改善に取り組み、成果を創出することのできるマインドとノウハウを獲得する。 (修了者に期待される行動モデル) ・所属における現状の課題を把握し、可視化できる。 ・デジタル技術を活用した業務改善案を自ら企画・立案し、関係者との協働を通じて段階的に施策を実装することで、継続的な改善と組織全体の D X マインド醸成に貢献できる。	
実施項目	到達目標
業務改善に向けた基礎知識の習得	BPR の手法やデジタルツールを活用した業務改善アプローチの手法など、PBL に必要となる基本的なデジタルリテラシーを習得している
課題の発掘・分析	日頃抱えている課題意識を言語化するとともに、業務可視化や課題分析により、課題の真因を特定できる
目標・スコープの設定	実現性のある業務改善の目標と取組のスコープを設定できる

業務改善計画の立案	施策の立案方法や改善計画の作成方法を理解し、業務改善計画を立案できる
プロジェクトマネジメント	関係者や上司を巻き込んで取組を進めることの重要性を認識し、円滑にプロジェクトを進めるためのポイントを理解している
成果発表	立案した業務改善計画の内容を分かりやすく整理し、論理的に説明できる。 フィードバックを受け取り、それを今後の改善や業務につなげる意識を持てる。

(3) 問合せ・相談対応

ア 実施内容

PBL の実施に際して必要な県又は受講者からの随時の問合せ又は相談に対応すること。なお、ワークショップにおける到達目標について進捗の遅れが見られる受講者に対しては、必要に応じてフォローアップを実施すること。また、PBL ワークショップ終了後も、契約期間の終了まで、各受講者が任意で実施する業務改善計画の実行フェーズにおける個別の相談にも対応すること。

イ 実施期間

令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

ウ 実施方法

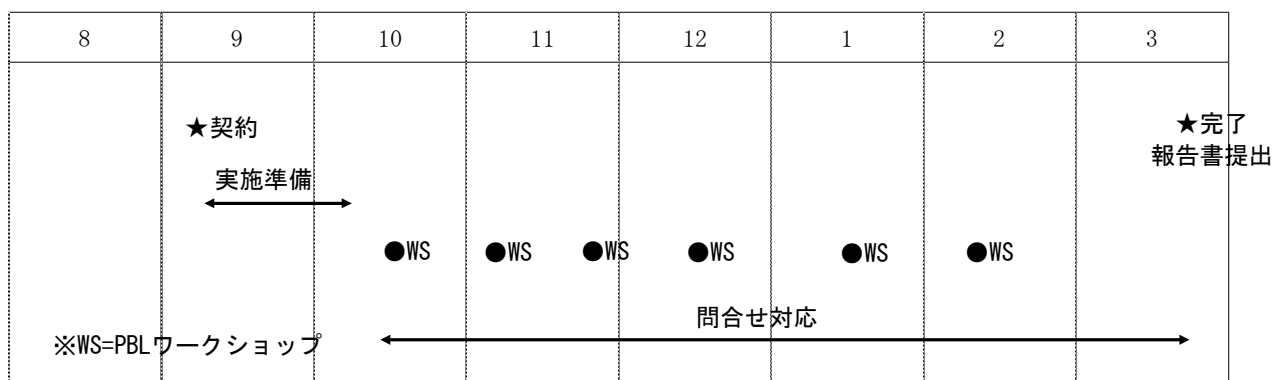
メール又は打合せ（オンライン又は対面）による。

エ 想定される実施頻度

週 5 件程度の対応を想定

7 想定スケジュール

業務全体の想定スケジュールは以下のとおりだが、受託者による提案内容を踏まえ、県と受託者が協議して決定するものとする。



8 業務実施環境

県の業務環境は LGWAN の閉域環境であり、インターネット上の外部サービスを利用する場合は仮想ブラウザ（Soliton SecureBrowser（Microsoft Edge WebView2））経由での利用となる。インターネット上で提供されるデジタルツールの利用には一部制限があるため、PBL ワークショップ等の企画及び運営において留意すること。

9 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、事業全体を統括する責任者を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の名簿とその連絡先を明記した委託業務実施体制表を、契約締結時に提出すること。
- (3) 受託者は、県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について承認なく、この契約以外の目的で使用し又は第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務を行うために提供された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に当たり、詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議の上で実施すること。

11 成果物

(1) 成果物の納入

受託者は、次に掲げる成果物を、各納入期限までに電子データにより納入すること。納入時期は、定めがあるものはそれに従い、定めのないものは別途協議すること。また、内容の詳細についても別途協議すること。

名 称	納入期限	様式
委託業務実施計画書	契約締結後 10 日以内	様式第 1 号

委託業務実施体制表	契約締結後 10 日以内	任意様式
委託業務完了報告書	業務完了時	様式第 2 号
研修で使用する教材	業務完了時	任意様式

(2) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物の権利は、県に帰属するものとする。ただし、「研修で使用する教材」に係る著作権は、従前から県に帰属する著作物を除いて受託者に帰属し、県が庁内で複製・使用・加工する権利を許諾するものとする。

12 仕様書の記載事項の追加及び変更

この仕様書の記載事項は、県と受託者が協議し双方が合意した場合は、契約書の記載内容及び本業務の趣旨に反しないことを前提に、契約金額の範囲内において随時修正・変更できるものとする。

ⁱ 静岡県デジタル人材育成・確保方針

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/digital/1044027/1071737.html>